

都道府県等への意見照会結果と対応

表 都道府県等への意見照会結果（主な意見）と対応

番号	ご意見者 区分	項目	ページ	ご意見要旨	対応
1	都府県	Ⅱ. 1.	8	「年度毎に各施策に関する実施計画を作成し」とあるが、実施計画は特定計画の中で記載・作成することを想定しているか。あるいは、特定計画とは別に作成することを想定しているか。	特定計画とは別に作成する旨を記載し、明確化。
2	委員	Ⅱ. 2.	11	評価に当たっては、データの集計自体が次の年度ということも重要ではないか。	指摘の旨を記載。
3	都府県	Ⅱ. 2.	12 20 25	旧ガイドラインにおいて、「イノシシに関しては今のところ密度や個体数を推定する実用的な方法はない（37p）」「そのため、直接的な密度や個体数の推定に基づく管理ではなく、様々な指標や状況証拠を総合的に判断し、捕獲数や被害防除施策を調整する必要がある（37p）」「イノシシの場合生息密度や生息数を管理目標にすることは今のところできない（43p）」と記載されていた。 一方、改定案ではそのような主旨の表現はなくなり、地域別の推定個体数のグラフ（5p）や推定方法としてのベイス推定（12p）が記載されており、ガイドライン上の方針として、指標としての密度や個体数の扱いが変化している。 都道府県が計画を策定するに当たって重要な変更であるため、変更する旨とその理由を記載いただきたい。	旧ガイドラインの記載内容と、近年の状況両方に触れ、変化が分かるような記載とした。
4	委員	Ⅱ. 3.	13	優先順位をきちんと考えないといけないのは、エリアだけでなくモニタリング手法や対策の内容についても同様。 捕獲だけでも良い場合や、捕獲の必要がない場合もある。 さらに、被害の低減の優先順位が高いのか、個体数の低減の優先順位が高いのかもよく考えるべきだと思う。	各種情報を地図化し重ね合わせることで優先的に実施するエリアを選定することを記載。
5	都府県	Ⅱ. 6.	14	豚熱対策は重要なことではあるが、まずは感染症対策全体で括り、感染症対策への対応を述べた後、人畜共通感染症への対策と、近年の問題として豚熱対策の記	野生鳥獣に由来する感染症対策としての鳥獣管理の役割について、ニホンジ

番号	ご意見者 区分	項目	ページ	ご意見要旨	対応
				<p>述を求める方がよいと考える。</p> <p>そのため、「豚熱（CSF）を始めとした感染症対策の徹底」を「感染症対策の徹底」とする。</p>	カガイドラインに記載の内容を転記。
6	都府県	Ⅱ. 6.	全般	R2. 10. 15 付け農林水産省動物衛生課長通知において、「豚熱」「アフリカ豚熱」の名称を使用する方針とされているため、「豚熱（以下「CSF」という。）」を、「豚熱（CSF）」又は「豚熱」に修正する。	指摘の通り修正。
7	都府県	Ⅲ. 1.	16	年度ごとの実施計画の作成と公表は、作成も公表も努力義務か。あるいは、作成は義務で公表は努力義務か。	実施計画は義務ではないが、作成が望ましい旨を記載。
8	都府県	Ⅲ. 2. (1)	18	<p>旧ガイドラインにおいて「元来生息していなかった島嶼などへの移入個体群については、完全排除（根絶）を目標として良い（43p）」と記載されていた。</p> <p>一方、改定案では「放獣や逸出等的人為的な要因により成立した個体群」のみが根絶を目標としていい旨記載されている。</p> <p>都道府県が計画を策定するに当たって重要な変更であるため、変更する旨とその理由を記載いただきたい。</p>	「元来生息していなかった島嶼や半島部等への移入個体群」を追記。
9	都府県	Ⅲ. 2. (7)	27	管理の目標例として、人身被害・交通事故件数の減少などが挙げられているが、それらは個体群管理（捕獲）との関連付けが難しく、必要ないのではないか。	人身被害・交通事故件数の減少等は、個体群管理ではなく、生活環境被害の軽減のための目標であるため、記載は現状のまま。
10	都府県	Ⅲ. 2. (8)	28 6~7	国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」における、各都道府県域における推定個体数を資料編に掲載されたい。	データが揃い次第、ブロック別の推定グラフを掲載する。

番号	ご意見者区分	項目	ページ	ご意見要旨	対応
11	哺乳類学会イノシシ部会	Ⅲ. 2. (9)	31	生息環境管理とは、ヒトの生息地の管理のことではない。ヒトの生息地における適切な環境管理は被害対策の項に記載すべき。イノシシが本来生息する地域（山間部など）においては、近年シカによる植生衰退が著しく、土壌の流出も多く発生しているため、イノシシの採食物の低下が危惧される。森林管理者と協力して、種の多様性保全を図ることを記載すべき。	生息環境管理には、集落環境管理と共通する環境管理と山間部の環境管理の2つの内容を含むが、ここでは前者について記載することを追記。
12	都府県	Ⅲ. 2. (9) (10)	31 32	被害防除対策の目標例として、「防護柵の設置面積（距離）等」が指標とされているが、防護柵等は、農業者等の個人レベルの取り組みが多く、実態把握が困難なものである。こうした不確定な内容を指標に設定することは馴染まない。	モニタリングにより評価でき、事業レベルで把握できる指標を設定する旨を記載。
13	都府県	Ⅲ. 2. (12)	46	感染確認区域を設定するのであれば、その定義等を記載し、家伝法及びその指針と同様、消毒に係る経費等を国で負担することについて、法等で明記すべきではないか。	家伝法での記載と混同することを避けるため、「感染確認区域」の記載を削除。
14	委員	Ⅲ. 2. (12)	47	発注者、事業者、従事者それぞれ役割に応じた安全管理の義務と責任があると思うが、それを明確にしなければいけないと思う。 また、行政機関の推奨を受けて捕獲に取り組んだ場合に、責任の所在は曖昧にならないか。自己責任なら自己責任と言うことを明確に伝えるべきだし、サポートするならばきちんとサポートすべき。	事業として実施する場合の責任の所在について、捕獲従事者と共有すべき旨を記載。
15	都府県	Ⅳ. 3. (2)	71 72	ニホンジカのガイドライン改定案P75の「図Ⅳ-7 指標の種類と留意点」は、理解し易いため、イノシシガイドラインにも記載してほしい。	ニホンジカガイドラインの図を転記。
16	都府県	Ⅳ. 3. (3)	-	イノシシのモニタリング方法は、現状では確立されておらず、自動カメラによる調査は、研究試行中であるため、第二種計画に盛り込むことは時期早尚である。	モニタリング手法の一例として例示しているため、現状の記載のまま。

番号	ご意見者区分	項目	ページ	ご意見要旨	対応
17	哺乳類学会イノシシ部会	全般	-	強毒性の CSF や ASF の流行があった場合、イノシシは地域的、あるいは全国的な絶滅の危機に瀕する。疾病そのものによる死亡だけでなく、養豚業などへの影響を危惧して行う徹底的な捕獲も要員となる。あくまでも個体数減少のみを個体群管理の主眼においた本ガイドラインは片手落ちである。せめてそのような事態の発生時にはイノシシの保全にどのような取り組みをすべきか、そのような事態に陥っているかどうかの確認をどのようにするべきかの記載が必要。	あくまで第二種管理計画のガイドラインであることから、現状の記載のまま。
18	哺乳類学会イノシシ部会	全般	全般	イノシシが外来種として位置づけられない地域へのイノシシの分布拡大は「侵入」ではなく「進入」。	「進入」に統一。